



市 からの 連絡 帳

保険・年金など

ご存じですか 市民課 土曜日窓口

住民票や印鑑登録証明書の交付、転出・転入手続きなどができます。週によって庁舎が替わりますのでご注意ください。
※内容により取扱不可の場合がありますので、事前にお問い合わせください。

時・場 第1・3・5土曜日…保谷庁舎
第2・4土曜日…田無庁舎
午前9時～午後0時30分

※戸籍システム機器の入替に伴い、9月17日(土)は戸籍関係証明書(戸籍謄本・抄本、身分証明書など)の発行を休止します。

◆市民課 田(☎042-460-9820)
保(☎042-438-4020)

国民健康保険料納期内納付のお願い

9月30日は国民健康保険料第3期の納期限です。納期限を過ぎると延滞金が発生することがあります。納期内納付にご協力をお願いします。

◆保険年金課 田(☎042-460-9822)

ご存じですか 国民年金保険料の退職特例

国民年金保険料免除・猶予申請や学生特例を行う際に、審査対象者(本人・配偶者・世帯主、学生特例は本人のみ)の中に退職者がいるときは、離職票・雇用保険受給資格者証の写しを申請書類に添付することで、退職者の所得を除外して審査することができます。

※一般的な退職証明書・健康保険資格喪失

失証明書は不可
※退職特例による免除が承認された場合、平成29年度以降の継続審査は利用不可

申請年度	退職特例が利用できる 離職票・雇用保険受給 資格者証の退職日
平成26年度分 (8月～27年6月)	平成24年12月31日～ 平成27年7月30日
平成27年度分 (7月～28年6月)	平成25年12月31日～ 平成28年7月30日
平成28年度分 (7月～29年6月)	平成26年12月31日～ 平成29年7月30日

☎武蔵野年金事務所(☎0422-56-1411)
◆保険年金課 田(☎042-460-9825)

福祉

重症心身障害児(者)通所事業(医療型)新規利用希望者の受付

本事業では、あらかじめ市を通じて利用を希望する施設に通知し、施設ごとに利用者を決定します。

☎平成29年4月から新規に通所を希望する方

☎9月30日(金)までに、直接障害福祉課(保谷庁舎1階)へ

※状況により希望に沿えない場合あり

☐対象施設の例 秋津療育園通園センター・東大和療育センターなど

※詳細は、市HPをご覧ください。

◆障害福祉課 保(☎042-438-4034)

住宅確保要配慮者民間賃貸住宅入居支援・居住継続支援制度

民間賃貸住宅への入居や居住継続にお困りの方に対して支援を行います。

◆住宅探しのお手伝い

市と協定を結んだ保証会社の担当者が不動産会社へ同行するなど、住宅探しのお手伝いをします。

☎どなたでも

◆保証委託契約のあっせん

住宅を借りる際に保証人が見つからない場合は、市と協定を結んだ保証会社の保証委託契約をあっせんします。

☎ ●高齢者世帯(65歳以上のみの世帯)
●障害者世帯(身体障害者手帳4級以上・愛の手帳3度以上・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者がいる世帯)
●ひとり親世帯(18歳未満の子と父または母いずれかのみ)の世帯)

◆保証委託料の助成

本制度であっせんされた保証会社と保証委託契約を締結した場合、新規契約時と初回更新時の2回分の保証委託料の一部を助成します。

☐助成額 委託料の2分の1(2万円)まで

☎保証会社と保証委託契約を締結した方で、市内に2年以上居住し、市が定める所得基準内にある方
※そのほか詳細な条件がありますので、事前にお問い合わせください。

◆都市計画課 保(☎042-438-4051)

臨時福祉給付金および年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者対象)の申請受付中

☐申請期限 12月28日(水)(消印有効)

※詳細は市報9月1日号をご覧ください。

◆臨時福祉給付金窓口
(☎042-497-4976)

子育て・教育

子ども医療費助成制度

～乳・子医療証の送付～

現在④・⑤医療証をお持ちで、現況届が省略となった方、または現況届を提出済みの方には、新しい医療証を9月下旬に送付します。

現況届が必要な方には7月末に書類を送付しています。まだ提出していない方はお早めにご提出ください。本制度の対象となる方で医療証をお持ちでない場合は、申請が必要です。

◆子育て支援課 田(☎042-460-9840)

新規小規模保育事業所の利用者募集(11月1日受入開始)

☐募集事業所

①(仮称)ひばりヶ丘みさと保育園

場 谷戸町2-13-3 1階

☎対・定 ●0歳児(3カ月から)・5人
●1歳児・7人 ●2歳児・7人

②(仮称)Manamana新町保育室

場 新町1-14-6 1階

☎対・定 ●0歳児(5カ月から)・3人
●1歳児・4人 ●2歳児・5人

☎申 10月7日(金)までに必要書類を保育課へ

☐必要書類

●ほかの保育施設などの利用申込をしている方…利用希望施設変更申込書。そのほか、家庭状況など申込内容に変更があった場合は変更に応じた書類

●保育施設などの利用を今年度初めて申し込む方…ほかの保育施設などの利用申込と同じ書類

※詳細は、市HPまたは下記へ

◆保育課 田(☎042-460-9842)

保護者助成金の支給

☎市内在住で次の全てに該当する保護者

●認可外保育施設で東京都の認証を受けている市内外の認証保育所、または市区町村と委託契約を結んで東京都から補助金を受けている市内外の定期的利用保育事業所に児童が入所している

●保育料を完納している

●月決めで保育利用契約を締結している

☐助成額 子ども1人につき月額8,000円

☎申 9月28日(水)までに、施設を通じて配布される申請書に必要事項を明記して各施設へ提出

※家庭的保育事業・小規模保育事業は対象外

◆保育課 田(☎042-460-9842)

市立小・中学校の学校選択制度

新入学の際、住所地の指定校以外の市立小・中学校に入学を希望する場合は、希望校を事前に申し立てることができます。

☎対 平成29年度新入学児童・生徒
持 認め印(本市に転入予定の方は別途必要書類あり。詳細は下記へお問い合わせください)

☐受付窓口

時 10月3日(月)～31日(月)

場 教育企画課(保谷庁舎3階)

☐臨時窓口

時 10月19日(水)～21日(金)

場 田無庁舎1階

☐『学校選択制度のご案内』

9月上旬に、対象者へ送付しました(市立小学校の6年生には在籍校で配布)。届いていない場合は、下記へご連絡ください。

☐学校案内パンフレット

教育企画課(保谷庁舎3階)・市民相談室(田無庁舎2階)で配布

◆教育企画課 保

(☎042-438-4071)

小学校就学時健康診断

平成29年4月に小学校へ入学するお子さん(平成22年4月2日～翌年4月1日生まれ)の健康診断を各小学校で行います。

健康診断の通知書は、対象者の保護者宛てに送付しますが、次に該当する方は学校運営課へご連絡ください。

●10月11日(水)までに通知書が届かない ●都合により当日の健康診断を欠

席する(他校での受診可) ●平成29年3月末日までに引越しの予定がある

時・場 下表参照

※受付時間：午後1時30分～1時45分

持 就学時健康診断通知書(必要事項は事前に記入)・ボールペン・上履き・履き物を入れる袋

◆学校運営課 保(☎042-438-4073)

小学校名	日程	小学校名	日程	小学校名	日程
1 谷戸第二小	10月20日(水)	7 東伏見小	10月31日(月)	13 碧山小	11月11日(金)
2 谷戸小	21日(金)	8 本町小	11月1日(火)	14 芝久保小	17日(木)
3 保谷小	25日(火)	9 住吉小	2日(水)	15 中原小	21日(月)
4 東小	26日(水)	10 けやき小	4日(金)	16 保谷第二小	28日(月)
5 栄小	27日(木)	11 上向台小	7日(月)	17 向台小	29日(火)
6 柳沢小	28日(金)	12 田無小	8日(火)	18 保谷第一小	30日(水)

固定資産税の減額

◆資産税課(田無庁舎4階・☎042-460-9830)

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

住宅耐震改修工事

☐減額分 2分の1(住宅面積120㎡まで)

☐要件 ●昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する

●1戸当たりの工事費用が50万円超
☐必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②固定資産税減額証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し

住宅のバリアフリー改修

☐減額分 3分の1(住宅面積100㎡まで)

☐要件 ●新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ●改修後の床面積が50㎡以上 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額)

住宅の省エネ改修

☐減額分 3分の1(住宅面積120㎡まで)

☐要件 ●平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修※2)を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●改修後の床面積が50㎡以上 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

☐必要書類 ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②熱損失防止改修工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票
※1 廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化